

東京電力管内の原子力発電所の稼動に関する東京都民投票条例案に対する修正案
東京電力管内の原子力発電所の稼動に関する東京都民投票条例案の一部を次のように修正する。
第十二条の見出し中「及びその規制」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を第二項とする。

(提案理由)

都民投票運動の自由を確保する必要がある。

東京電力管内の原子力発電所の稼動に関する東京都民投票条例案 新旧対照表

修正案

原案

第一条から第十一條まで (原案のとおり)

(都民投票運動)

第十二条 (原案のとおり)

第一条から第十一條まで (略)
(都民投票運動及びその規制)

第十二条 (略)

2| (原案のとおり)
第三条から第十六条まで (原案のとおり)

附 則 (原案のとおり)

2| 前項に関し、日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律
第五十一号)第百条乃至第百二条、第百八条乃至第百二十三条、第百
二十五条を準用する。

3| (略)
第三条から第十六条まで (略)

附 則 (略)